

なくそう！介護サービスの提供に対する

ハラスメント



ハラスメントとは、「著しい迷惑行為」のことであり、介護現場においても、介護サービスのご利用者・ご家族から職員に対し、身体的暴力、精神的暴力及びセクシュアルハラスメントなどのハラスメントが少なからず発生しています。

介護サービス事業所が安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう、ハラスメントの撲滅にご理解、ご協力をお願いします。

具体的にどのような行為がハラスメントに該当するのか、裏面を確認してください。

介護現場における

ハラスメント

次のような行為は「ハラスメント」に該当し、介護職員の尊厳や心身を傷つけるものです。

❗ 過剰な要求  ・家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする ・利用者の家族が「自分の食事と一緒に作れ」と要求する ・「保険料を支払っているのだから」と大掃除を強要し、断ると文句を言う	❗ 暴言・暴力  ・大声を出す、怒鳴る ・威圧的な態度で文句を言い続ける ・物を投げつける ・叩く、蹴る	❗ 性的嫌がらせ  ・抱きしめる、不必要に体に触る ・ヌード写真やアダルトビデオを見せる ・卑わいな言動を繰り返す ・サービス提供とは無関係に下半身を丸出しにして見せる
--	--	--

ハラスメントは、いかなる場合でも認められるものではなく、暴行罪、傷害罪、脅迫罪、強制わいせつ罪などの刑事法の構成要件に該当しうる行為です。

ただし、以下の言動はハラスメントではありません。

◎認知症等の病気または障がいの症状として現れた言動

◎利用料金の滞納（ハラスメントではなく、債務不履行の問題となります）

◎苦情の申し立て

Point!

介護職員は、介護の「プロ」です！

介護職員は、単に「高齢者の身の回りのお世話をする人」ではありません。要介護や要支援の状態にある人の重度化防止を図り、自立支援に向けたケアプランに基づいて必要な介護サービスを提供しています。

信頼関係を築き、介護サービスの円滑な継続利用につなげましょう。